

シルバーマーク制度の実施について

平成元年6月29日

社団法人シルバーサービス振興会

1. 本格的な高齢化社会の到来をひかえ、増大、多様化する高齢者のニーズに的確に対応するため、シルバーサービスの健全な発展が期待されるが、そのためには民間事業者自らが企業倫理を確立するとともに、良質なサービスを確保することにより、シルバーサービスに対する国民の信頼を獲得することが急務と考えられる。

社団法人シルバーサービス振興会（会長・鈴木永・会員数183団体）では、このような考え方から、昨年5月には「倫理綱領」を制定したところであるが、更にこのたび、良質なシルバーサービスの提供・普及を図り、もって高齢者の福祉の増進とシルバーサービス事業の健全な発展に寄与することを目的として、「シルバーマーク制度」を来る7月1日より実施することとした。

2. 「シルバーマーク制度」は、当振興会が、良質なシルバーサービスとして必要な事項を福祉適合性の観点から基準として定め、この基準に適合していると認められたシルバーサービスに対して、「シルバーマーク」を交付するもので、基準に合格したことを認定する「認定マーク」ないし「合格マーク」の性格を有するものである。

シルバーマーク制度創設に際し、シルバーマークの対象とする商品、サービスの決定、基準の策定、認定の方法等、シルバーマーク制度の基本的事項を審議する機関として、「シルバーマーク制度委員会」（委員長・福武直東大名誉教授）を設け、広い視野からの検討審議を重ねてきたが、このほど同委員会より成案を得、在宅介護サービスと在宅入浴サービスを対象として、スタートさせ

る運びとなった。

3. 今回のシルバーマークの対象となる在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについては、昨年9月に厚生省よりガイドラインが示されているが、シルバーマークにおける基準は基本的にこのガイドラインの詳細化を図ったものであり、民間事業者としての創意工夫を活かし、多様な形態でその特性を発揮できるように、いわゆる法規制ではなく、民間事業者による自主規制により、シルバーサービスの健全な発展を目指すものである。

この考え方は、本年3月に示された厚生省の福祉関係三審議会合同企画分科会における意見具申「今後の社会福祉のあり方について」と軌を、一にするものである。

4. シルバーマーク制度については、当振興会の設立時より重要な課題と考えていた柱となる事業の1つであり、今回これを実施に移すに至ったわけであるが、今後順次対象の商品・サービスを拡大する予定である。

シルバーマーク制度の実施に伴い、当振興会の設立の趣旨に沿った活動を具体的に展開すべき時期に入り、当振興会の担う社会的責任を一層自覚するとともに、関係行政機関をはじめ各方面との連絡調整等の活動を充実したいと考えている。

特に、公的福祉サービスの民間事業者による委託については、シルバーサービス事業者の事業領域の拡大のみならず、地域の実情に応じ、効率性等の点からも推進すべきものと考えており、良質なサービスを提供するシルバーマーク認定事業者に対し、公的福祉サービスの委託が促進されるよ

う各行政機関に働きかけていくこととしている。

本件問い合わせ先：

社団法人シルバーサービス振興会

東京都港区虎ノ門3-7-2

以上

シルバーマークの仕組について

1. シルバーマーク制度の意義

- ・法規制によらずシルバーサービスの発展を図るためには、事業者の自主的取組が必要。
- ・良質なシルバーサービスを確保し、国民の信頼を獲得してシルバーサービスの健全な発展と高齢者福祉の増進を図る。

2. シルバーマーク制度の概要

- ・シルバーマークの基準を定め、基準に合格したことを認定。
- ・審査は基準認定委員会で行なう。
- ・在宅介護サービス及び在宅入浴サービスについては、サービスに対するものであるため、事業所への実地調査、サービス従事者への面接調査、初回認定より1年彼の検証等を行なう。
- ・今後は、順次対象商品、サービスを拡大する予定

3. 在宅介護サービス及び在宅入浴サービスの基準

(1) 厚生省のガイドラインを詳細化

(2) 在宅介護サービスの基準

ポイント

- ・看護婦、ソーシャルワーカー及びヘルパーのチームワークにより専門性を生かしたサービスの提供。
- ・サービス従事者に対する研修
- ・マニュアルの策定

基準の概要

ア. 基本的事項

サービス提供の基本的事項として、倫理綱領の遵守、家族や公的サービス等との連携等

イ. 役職員に対する事項

ア. 職員の配置

保健婦又は看護婦、ソーシャルワーカー及びヘルパーの必置、職員体制の整備等

(イ) 職員の研修

ヘルパーに対する採用時の90時間研修（うち45時間は6ヶ月以内の実施でもよい）、サービス従事者に対する毎年6時間の研修等

(ウ) 職員の衛生管理

毎年の健康診断、サービス実施前の健康チェック体制

両. 役職員の欠格事由

社会福祉士及び介護福祉士法等の欠格事由を準用

ウ. 用品の安全衛生管理基準

安全・清潔なものを使用すること

エ. サービスの実施に関する事項

ア. サービスの実施方法

マニュアルの制定とマニュアルに記載すべき事項を定めた。

マニュアルに記載すべき事項としては、保健婦又は看護婦及びソーシャルワーカーによる事前訪問、これらの者によるヘルパーへの指示ほか、個々のサービスの方法について守るべき主要事項を列挙

(イ) 医療との連携

嘱託医又は協力医療機関の確保等

(ウ) 相談、援助機能の充実

相談体制の整備、情報収集等

オ. 契約等に関する事項

(ア) 契約の内容等

サービス内容、料金等主要事項につき文書の交付による説明、契約書のとりかわし、誇大広告の禁止等

(イ) イ. 料金

サービス提供に要する費用に応じた適切な額とすること等

(ウ) 苦情処理、損害賠償

社内体制の整備等

(3) 在宅入浴サービスの基準

基本的には在宅介護サービスと同じであるが、サービスの特質から以下の点が異なる。

- ・看護婦を含む3人以上によるサービスの実施

- ・ソーシャルワーカーは必置でない
- ・「医師の入浴可否の意見書」の確認

- ・設備類の安全衛生基準・安全衛生管理基準の定め